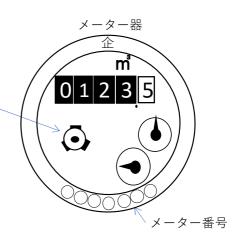
漏水確認と修理当番業者について

①漏水の確認方法(メーター)

宅内の蛇口等をすべて閉めた状態で、*パイロットマーク*が回っていれば漏水が考えられます。

※トイレご使用直後や温水器等を設置している場合は、 補水が行われている可能性があるのでご注意ください。



②漏水が確認できた場合

水道メーターから蛇口までの間はお客様(使用者又は建物の所有者等)において管理する部分となります。

- 「漏水調査」 あるいは 「修理」 が 必要 となります。
- お客様ご自身で水道工事店へ修理依頼を行ってください。※調査や修理は、水道企業団では行いません。
- お客様の管理部分ですので、費用はすべて 「お客様のご負担」 となります。
- ◎修繕、調査の依頼をされる場合は、基本的に「出張費用など」がかかりますのでご注意ください。

※ 賃貸、借家、集合住宅等の場合

- 「・賃貸、借家等である場合、費用負担先の確認が必要です。
- ・建物の所有者や管理会社等へご相談をお願いします。

③漏水調査、修理の依頼

- ◎修理等の依頼には次のような方法があります。
 - お客様の知り合いの指定業者(水道工事店)に依頼する。
 - 建築した時のハウスメーカー等を経由して業者に依頼する。
 - ・企業団ホームページに登録された業者リストから選んで依頼する。
 - ※なるべく複数の業者から見積書を取り、内容を検討されることをおすすめします。

④検針期間中の修理当番業者

- 検針期間中は、漏水修理のお問い合わせが多くなることから、企業団では、この 期間、修理の依頼を受けることができる給水装置工事事業者に、あらかじめ修理 当番の協力をお願いしています。
- ただし、漏水の場合はすべてお客様の自己負担となりますので、必ずしも下記の 水道修理当番業者に依頼しないといけないわけではありません。
- 修理当番業者に依頼される場合は、受付日を確認の上、ご依頼日当日の対応業者 へご連絡ください。

【 11 月 (令和 7 年度 4 期) の検針期間中の修理当番業者 】

受付日	業者名	昼間 連絡先	夜間 連絡先
11月21日 金	微三愛建設工業	080-5808-2101 090-8226-2616	同左(20:00まで)
11月22日 土	古賀設備侑	518-5999	同左(20:00まで)
11月23日日	旬太成興業	921-3239	同左(20:00まで)
11月24日 月	㈱筑紫商会	080-4122-2438	同左(20:00まで)
11月25日 以	く (株)カワキタ	923-2569	同左(20:00まで)
11月26日 7	水研工業(株)	595-7676 (8:30~17:00)	080-3973-5444 (17:00~20:00)

※各当番業者の受付時間は、 当日8:30~20:00 です。

※金額を含む契約内容につきましては、当企業団は関与いたしません。

⑤水道料金等の減免について

修理が完了したら料金課までご連絡下さい。漏水箇所によっては申請により 水道料金等が減免できる場合があります。

※詳しくは、当企業団ホームページでご覧になれます。

<u>減免できる例</u>・・・・・地下や壁の中等での漏水で、発見が困難であったもの

<u>減免できない例</u>・・・・・トイレ・受水槽等のボールタップ故障、温水器・給湯器等器具の漏水、 その他目で確認できる漏水

料金の減免は、漏水に起因して最も使用水量が増加したと推定される<u>1期分</u>のみが対象となりますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ等は下記まで】

- ●漏水修理に関すること・・・ 春日那珂川水道企業団 施設課 571-7003
- ●減免申請に関すること・・・ 春日那珂川水道企業団 料金課 571-7002 業務時間 8:30~17:00(土・日・祝日は休み)
- ●企業団HP··· https://kasuga-nakagawa-suido.or.ip/maintenance/request_repair/